

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の対象期間の延長及び緊急事態宣言の発令等に伴う地域特例のお知らせ

申請対象期間の延長について

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について、**申請対象期間が延長**となりました。

申請対象期間	申請期限
令和4年7月～9月	令和4年12月31日（土）
令和4年10月～11月	令和5年2月28日（火）
令和4年12月～令和5年1月	令和5年3月31日（金）
令和5年2月～3月	令和5年5月31日（水）

【注意点】

- 1日当たり支給上限日額8,355円（令和4年7月分は8,265円）
- 一部対象地域においては、申請対象期間が令和4年7月～令和4年9月分の場合は支給上限日額が11,000円、令和4年10月～11月分の場合は支給日額上限が8,800円となります。（詳細については裏面をご参照ください。）
- 申請開始日は休業した期間の翌月初日からとなります。（例：12月の休業であれば1月1日から申請可能）
- 郵送申請の場合は申請期限必着、オンライン申請の場合は申請期限内に申請内容を送信する必要があります。
- 既申請分の支給（不支給）決定に時間がかかり、次回以降の申請が期限切れとなる場合、支給（不支給）決定が行われた日から1か月以内に申請いただければ受け付けます。
- オンライン又は郵送で申請期限内に申請していれば、申請書類の不足等でシステムや郵送により返戻を受けたものを申請期限後に再提出する場合であっても、申請期限内に申請されたものとして取り扱っています。

【大企業にお勤めの場合の注意点】

- 対象者については大企業に雇用されるシフト制労働者等（※）であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が休業させ、その休業に対する賃金（休業手当）を受け取っていない方。

（※）労働契約上、労働日が明確でない方（シフト制、日々雇用、登録型派遣）

緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置に伴う特例（地域特例）

以下の地域特例の対象となる期間及び区域において、知事が行う要請を受けて飲食店等の施設について営業時間の短縮等に協力する場合で、事業主に休業させられる労働者が休業手当を受け取れないときは、**1日あたりの支給上限額が11,000円（令和4年10月～11月の休業については8,800円）**となります。

【対象となる休業】

以下を満たす飲食店や催物（イベント等）を開催する事業主等が命じる休業

- ①緊急事態措置の対象区域またはまん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）の都道府県知事による要請等を受けて、
- ②緊急事態措置を実施すべき期間またはまん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、
- ③要請等の対象となる施設（要請等対象施設）の全てにおいて、
- ④休業、営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、飲食物提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）又はカラオケ設備利用の自粛に協力する

		令和4年7月～9月	令和4年10月～11月	令和4年12月～ 令和5年3月
中小企業	原則的な措置	8割 上限額:8,355円(※)	8割 上限額:8,355円	6割 上限額:8,355円
	地域特例	8割 上限額:11,000円	8割 上限額:8,800円	-
大企業	原則的な措置	8割 上限額:8,355円(※)	8割 上限額:8,355円	6割 上限額:8,355円
	地域特例	8割 上限額:11,000円	8割 上限額:8,800円	-

※令和4年7月分は、8,265円。

地域特例の対象となる期間及び区域

○対象期間 → 令和4年7月1日～令和4年11月30日

○緊急事態宣言が発令された対象地域

○まん延防止等重点措置の適用地域の知事が定める区域

※詳細については、厚生労働省ホームページに掲載されている区域を参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000810971.pdf>



お問い合わせ

■厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

■お電話でのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

電話 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15

